

# 他国軍隊に対する後方支援法制

## — 周辺事態安全確保法改正案・国際平和支援法案 —

第一特別調査室 笹本 浩・桑山 直樹

### はじめに

第189回国会に提出された平和安全法制関連法案において、我が国による他国軍隊に対する後方支援については、「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（以下「周辺事態安全確保法」という。）の改正案<sup>1</sup>、及び新法である「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案」（以下「国際平和支援法案」という。）の両法案に規定されている<sup>2</sup>。

本稿では、法案提出までの経緯、両法案の概要、主な論点等について紹介する。

### 1. これまでの他国軍隊に対する後方支援法制

我が国の有事以外の一定の事態に際して、自衛隊の部隊等が他国の軍隊等に支援活動を行うための法制度については、最初に立法化されたものとして、周辺事態安全確保法が挙げられる。同法は、1997（平成9）年に策定された「日米防衛協力のための指針」において合意された「周辺事態<sup>3</sup>」における協力について法制化したものであって、周辺事態に際して「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」（以下「日米安保条約」という。）の目的の達成に寄与する活動を行っている米国軍隊に対して自衛隊が実施する後方支援等について規定している。同法では、我が国が実施する後方支援等を「後方地域<sup>4</sup>」に限って認めることによって、憲法第9条との関係で、我が国による支援活動が他国の「武力の行使と一体化」することにより、我が国自身が憲法の下で認められない「武力の行使」を行ったとの法的評価を受けること（「武力の行使との一体化」の問題）がないようにするための措置を講じていた。

その後、2001（平成13）年9月11日に発生した米国同時多発テロを受けて、当該テロ攻撃によってもたらされている脅威の除去に努める米国その他の外国軍隊等の活動に対して自衛隊が実施する協力支援等の措置を規定する「平成13年9月11日のアメリカ合衆国

<sup>1</sup> 周辺事態安全確保法の改正案は、「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（閣法第72号）」（以下「平和安全法制整備法案」という。）第3条に規定されている。

<sup>2</sup> 2つの法律に分けて定めることとなった理由に関し、安倍総理は、2つの法律は、対応措置の内容について大きな差異はないが、対象となる事態、法律の目的が異なるものであり、対応措置を実施するための要件や手続も異なることから、その趣旨を明らかにするため、2つの法律に分けることが適切と判断したと答弁している（第189回国会衆議院本会議録第28号（平27.5.26））。

<sup>3</sup> 「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国周辺の地域における我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態」（周辺事態安全確保法第1条）。

<sup>4</sup> 「我が国領域並びに現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる我が国周辺の公海及びその上空の範囲」（周辺事態安全確保法第3条）。

において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法」（以下「旧テロ対策特措法」という。）が制定された<sup>5</sup>。同法においても、他国の武力の行使との一体化を回避するため、周辺事態安全確保法と同様の考え方にに基づき、自衛隊の活動範囲はいわゆる「非戦闘地域<sup>6</sup>」に限定されることとなった。

また、2003（平成15）年3月に発生した、いわゆるイラク戦争を受けて、イラクの国家再建を支援し及び促進しようとする国際社会の取組に対し、我が国が行う人道復興支援活動及び安全確保支援活動等について規定する「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（以下「旧イラク特措法」という。）が制定された<sup>7</sup>。同法に基づき実施される自衛隊の活動も、旧テロ対策特措法と同様「非戦闘地域」で行うこととされた。

その後、旧テロ対策特措法が2007（平成19）年11月に失効したことを受けて、同法に基づく協力支援活動のうち、主にインド洋等でテロ対策海上阻止活動を行う外国軍隊等の艦船に給油活動を実施するため、「テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法」が制定された<sup>8</sup>。

自衛隊の海外派遣法制といわれるこれらの特別措置法に基づき、我が国は実際に自衛隊を海外派遣して米軍等に対する支援活動等を実施してきた。他方で、これらはいずれも特別措置法で、かつ、失効期限のある限時法として制定されたものであったことから、自民党を中心に、国際の平和及び安全を維持するための国際社会の取組に対して我が国が迅速に対応するため、「一般法」及び「恒久法」として自衛隊の海外派遣法制を制定することが検討されてきた<sup>9</sup>。

他方、第2次安倍内閣は、「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」（2014（平成26）年7月1日国家安全保障会議決定、閣議決定）（以下「安全保障法制整備に関する閣議決定」という。）において、「国際社会の平和と安定への一層の貢献」について、他国が「現に戦闘行為を行っている現場」ではない場所で実施する我が国の支援活動は「武力の行使と一体化」するものではないとの認識を基本とした考え方に立って、我が国の安全の確保や国際社会の平和と安定のために活動する他国軍隊に対し必要な支援活動を実施できるようにするための法整備を進めることとした。

これを受けて、政府・与党内で検討が行われた結果、2015（平成27）年5月14日、周

<sup>5</sup> 2年間の時限立法、期限延長のための法改正を実施（3回）。平成19年11月失効。

<sup>6</sup> 「我が国領域及び現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがない」と認められる公海及びその上空及び外国の領域」（旧テロ対策特措法第2条）。

<sup>7</sup> 4年間の時限立法、期限延長のための法改正を実施（1回）。平成21年7月失効。

<sup>8</sup> 1年間の時限立法、期限延長のための法改正を実施（1回）。平成22年1月失効。

<sup>9</sup> 福田総理大臣（当時）は、いわゆる一般法の整備は、我が国が平和協力国家としての役割を果たす上で迅速かつ効果的に国際平和協力活動を実施していくために望ましく、また、国際平和協力に関する我が国の基本の方針を内外に示す上でも有意義と考えており、一般法については、憲法の範囲内で活動を行うことを前提として、与野党における議論や国民的な議論の深まりを十分に踏まえて検討を進めていくと答弁している（第168回国会参議院本会議録第10号11頁（平19.11.28））。また、自民党は、平成22年5月、衆議院に一般法として「国際平和協力法案」を提出した（継続審査の後、廃案）。

辺事態安全確保法改正案が盛り込まれた平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案の両法案が閣議決定され、翌 15 日、衆議院に提出された<sup>10</sup>。

## 2. 周辺事態安全確保法改正案の概要

2014（平成 26）年 7 月 1 日の安全保障法制整備に関する閣議決定では、「脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼしうる。もはや、どの国も一国のみで平和を守ることができず、国際社会もまた、我が国がその国力にふさわしい形で一層積極的な役割を果たすことを期待している。」との認識が示された。

この認識に基づき、本改正案では、現行の周辺事態安全確保法で用いられている「我が国周辺の地域における」や「周辺事態」といった文言を削除して、法が対象とする事態（重要影響事態）が地理的概念ではなく、性質に着目した概念<sup>11</sup>であることを明確にするとともに、我が国が実施する支援活動の対象及び支援内容の拡大、自衛隊の活動範囲の変更等を行うものである。

### （1）題名の改正

本法の対象とする事態の性質に地理的概念は含まれないことを明確にするため、法律の題名を、「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」（以下「重要影響事態安全確保法」という。）に改める。

### （2）「重要影響事態」の定義と目的の改正

周辺事態の定義で用いられている「我が国周辺の地域における」との文言を削除した上で、「そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国

<sup>10</sup> 政府・与党内の検討経過及び平和安全法制関連法案の全体像については、本号掲載の中内康夫・横山絢子・小倉山智之「平和安全法制整備法案と国際平和支援法案—国会に提出された安全保障関連 2 法案の概要—」を参照されたい。

<sup>11</sup> 周辺事態の概念及び周辺事態に当たりうる事態に関しては、平成 11 年 4 月 26 日の政府見解において次のとおり示されている（以下は関係箇所のみ抜粋）。

- 1 「周辺事態」とは、我が国周辺の地域における我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態であり、「我が国の平和及び安全」の意味するところは、その性質上、軍事的な観点を始めとする種々の観点から見た概念である。
- 3 ある事態がこのような周辺事態に該当するか否かは、その事態の規模、態様等を総合的に勘案して判断するものであるため、その具体例を予め包括的に示すことはできないが、例えば、以下のような場合が考えられる。
  - (1) 我が国周辺の地域において武力紛争の発生が差し迫っている場合であって、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合
  - (2) 我が国周辺の地域において武力紛争が発生している場合であって、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合
  - (3) 我が国周辺の地域における武力紛争そのものは一応停止したが、いまだ秩序の回復・維持が達成されておらず、引き続きその事態が我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合
  - (4) ある国において「内乱」、「内戦」等の事態が発生し、それが純然たる国内問題にとどまらず国際的に拡大している場合であって、我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合
  - (5) ある国における政治体制の混乱等により、その国において大量の避難民が発生し我が国への流入の可能性が高まっている場合であって、それが我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合
  - (6) ある国の行動が、国連安保理によって平和に対する脅威、平和の破壊又は侵略行為と決定され、その国が国連安保理決議に基づく経済制裁の対象となるような場合であって、それが我が国の平和と安全に重要な影響を与える場合

の平和及び安全に重要な影響を与える事態」を重要影響事態の定義として定める。

また、法律の目的を、重要影響事態に際し、米軍等に対する後方支援活動等<sup>12</sup>を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資することとする。

### (3) 自衛隊の活動範囲の変更（「後方地域」の概念の削除等）

現行の周辺事態安全確保法においては、我が国による米軍に対する支援活動によって米軍の武力の行使との一体化の問題が生じることを回避するため、自衛隊の活動範囲を後方地域に限定するとともに、自衛隊による物品及び役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送（傷病者の輸送中に行われる医療を含む。）を除き、我が国の領域において行われることが定められている。

本改正案においては、従来の「後方地域」に係る規定は削除され、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は物を破壊する行為）が行われている現場以外における支援活動が可能となるため、現行法と比較して自衛隊の活動可能範囲が拡大することとなる。

また、現行法では原則として認められていない外国領域における自衛隊の支援活動等の実施<sup>13</sup>に関しては、本改正案により、当該外国の同意<sup>14</sup>がある場合に限り実施可能とされる。

### (4) 支援対象及び支援内容の拡大

#### ア 支援対象の拡大

現行法においては、自衛隊が物品・役務を提供する対象は、周辺事態に際して日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行っている米軍に限定されている。

本改正案により、自衛隊の支援対象は、重要影響事態に対処し、日米安保条約の目的達成に寄与する活動を行う米軍、及びその他の国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国軍隊（米軍を含む）、その他これに類する組織に拡大される。

#### イ 支援内容の拡大

後方支援として自衛隊が提供する物品・役務の種類は、法律の別表第一において定められており、現行法では補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務及び基地業務の7種類が規定されている。

本改正案により、これらに宿泊、保管、施設の利用及び訓練業務の4種類が追加される。同じく別表第一中の備考を改正することにより、現行法では認められていなかった弾薬の提供及び戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を行う

<sup>12</sup> 米軍等に対する後方支援活動のほか、搜索救助活動、船舶検査活動及びその他重要影響事態に対応するため必要な措置が、対応措置（我が国が実施する措置）として定められている。

<sup>13</sup> 現行法においても、後方地域搜索救助活動の実施区域に隣接する外国の領海に在る遭難者を認めたときは、その海域において現に戦闘行為が行われておらず、かつ活動期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる場合に限り、当該外国の同意を得て、当該遭難者の救助を行うことができる。

<sup>14</sup> 国連の総会又は安全保障理事会の決議に従って当該外国において施政を行う機関がある場合には、当該機関の同意が必要。

ことが可能となるが、武器の提供については引き続き行わないこととされている。

#### (5) 活動に従事する自衛隊員の安全確保措置

本改正案により、自衛隊による後方支援活動及び搜索救助活動の活動可能範囲が拡大することに伴い、実施区域<sup>15</sup>の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が円滑かつ安全に活動を実施することが困難であると認める場合には、防衛大臣は、速やかに実施区域の変更又は実施中の活動の中断を命じなければならないこととされている。また、我が国の領域外において活動中の自衛隊の部隊等の長は、活動実施の場所又はその近傍において戦闘行為が行われるに至った場合又は付近の状況等に照らして戦闘行為が行われることが予測される場合には、活動の実施を一時休止するなどして危険を回避しつつ、防衛大臣による措置を待つこととされている。

#### (6) 搜索救助活動の実施区域に関する例外規定

対応措置のうち搜索救助活動は、我が国による後方支援の対象である米軍その他の外国軍隊以外の戦闘参加者や、戦闘参加者以外の遭難者も救助するもので人道的な側面を有する活動であることから、その実施区域に関して例外規定が置かれている。搜索救助活動を実施中に、既に遭難者が発見され自衛隊の部隊等がその救助を開始しているときは、その場所又は近傍において戦闘行為が行われるに至った場合等であっても、当該部隊等の安全が確保される限り、既に発見された遭難者の救助活動を継続することができるとされている。

### 3. 国際平和支援法案

国際平和支援法案は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの(以下「国際平和共同対処事態」という。)に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようにするものである。

#### (1) 「国際平和共同対処事態」の定義と国連安保理決議等

国際平和共同対処事態は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であるという国連安保理決議等が前提となる(いわゆる「脅威認定」)。具体的には、我が国が協力支援活動等を行う諸外国の軍隊等の定義において、①当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議、②①のほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国連加盟国の取組を求める決議のいずれかが必要とされている。

①については、1990(平成2)年に採択された、イラクのクウェート侵攻に関し、平和

<sup>15</sup> 防衛大臣は、基本計画に従って定める実施要項において、自衛隊の部隊等が円滑かつ安全に活動を実施することができるように実施区域を指定することが定められている。

の回復等のために加盟国に対して武力の行使を含む必要なあらゆる措置をとることを認め安保理決議第 678 号等（いわゆる「授權決議」）が含まれる。他方、②については、2001（平成 13）年 9 月 11 日の米国同時多発テロについて、国際の平和及び安全に対する脅威であると認めるとし、国際社会に対してテロ行為を防止し抑止するための一層の努力を求めた安保理決議第 1368 号が挙げられる。こうした決議は①の決議のように諸外国の軍隊等の活動の直接の根拠となるものではないが、自衛権の行使等、国際法に照らして正当性を有すると判断される活動が対象となる。

## （２）対応措置

こうした諸外国の軍隊等に対して我が国が実施する対応措置は、協力支援活動及び搜索救助活動が規定されている。これらの活動は、旧テロ対策特措法にも掲げられていたものであるが、協力支援活動は、諸外国の軍隊等に対する我が国が実施する物品及び役務の提供であり、搜索救助活動は、諸外国の軍隊等の活動に際して行われた戦闘行為によって遭難した戦闘参加者について、我が国が実施するその搜索又は救助を行う活動である<sup>16</sup>。

協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供としては、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、空港・港湾業務、基地業務、宿泊、保管、施設利用、訓練業務及び建設の 12 種類が規定されている。物品及び役務の種類については、旧テロ対策特措法の協力支援活動においても同様のものが規定されていたが、宿泊以降の 5 種類は本法案で新規に規定されたものである<sup>17</sup>。

また、物品及び役務の提供について、旧テロ対策特措法等では、弾薬の提供や戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機に対する給油及び整備を含まないとされていたが、本法案ではこれらは排除されておらず、武器の提供は含まないものとされているのみである。

なお、これらの対応措置の実施に際し、外国の領域で行う場合は、当該外国等の同意が必要とされている。

## （３）自衛隊の活動範囲（「武力の行使との一体化」との関係）

旧テロ対策特措法等と同様に、これらの対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものではないとされている。2014（平成 26）年 7 月の安全保障法制整備に関する閣議決定においても「武力の行使との一体化」論を前提とされていることから、本法案の対応措置は、基本原則で、現に戦闘行為（国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷し又は破壊する行為）が行われている現場では実施しないものとされた。

従来の特措法では、対応措置は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域（いわゆる「非

<sup>16</sup> その他、搜索救助活動の実施に伴い、同活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対して協力支援活動を実施することも規定されている。

<sup>17</sup> なお、搜索救助活動に際しての協力支援活動では、補給、輸送、修理・整備、医療、通信、宿泊及び消毒の 7 種類が規定される。

戦闘地域)において実施するとされていたが、政府は、自衛隊による実際の活動経験や諸外国の活動の実態等の現実に即した検討を行った結果、また、非戦闘地域が長期間を想定して固定的に設定されており、一度設定すると自衛隊による活動が柔軟に行えないことなどを理由に本法案に定める地域に変更したとしている。

#### (4) 国会承認

対応措置の実施に当たっては、その実施前（事前）に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得ることとされている。従来の特措法では、国会承認については、対応措置開始後に国会承認（事後承認）を求めなければならないとされていたが（旧テロ対策特措法・旧イラク特措法）、本法案では例外なき事前承認とされた。

また、対応措置の実施に当たって閣議決定される基本計画については、従来の特措法においては決定又は変更、対応措置が終了したときに、国会へ報告しなければならないとされていたが、本法案ではそれに加えて国会承認を求める際に基本計画を添付することも定められている。

## 4. 主な論点等

周辺事態安全確保法改正案に関して、従来、政府は、現行法で定義する「周辺事態」とは事態の性質に着目した概念であり、地理的概念ではないと説明する一方で、1999（平成11）年に小淵総理大臣（当時）が「周辺事態が生起する地域にはおのずと限界があり、例えば中東やインド洋で生起することは現実の問題として想定されない<sup>18</sup>」と答弁するなど事実上の地理的制約が存在するとも考えられてきた。また、法律の目的として我が国及び極東の平和と安全の維持を目的とする日米安保条約の効果的な運用に寄与することが明記されている。本改正案では、事態の定義から「我が国周辺の地域における」を削除し、「周辺事態」は「重要影響事態」と定義し直される。この重要影響事態が具体的にどのような地域が対象となり、どのような性質の事態が対象となるのかについて、議論が注目される。

国際平和支援法案に関しては、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、かつ国連安保理決議等がある場合であっても、具体的にどのような場合に我が国が支援活動を実施する「国際平和共同対処事態」に該当するのか、その判断基準について明確化が求められることも考えられる。

さらに、各事態間の関係についても注視されている。「重要影響事態」と「国際平和共同対処事態」については、併存する可能性が既に指摘されており、政府による事態認定の基準の在り方をめぐって議論が行われることが考えられる。

周辺事態安全確保法改正案及び国際平和支援法案の両者に共通する論点としては、自衛隊の部隊等の活動範囲について、従来の「後方地域」等の定義が変更され、現に戦闘行為が行われている現場以外に拡大されること等から、改めて「武力の行使との一体化」問題に関する議論が注目される。

---

<sup>18</sup> 第145回国会参議院本会議録第17号10頁（平11.4.28）

その他、活動範囲の拡大に伴う自衛官のリスクの問題、国会承認の在り方等も論点として考えられる。

(ささもと ひろし、くわやま なおき)

【重要影響事態安全確保法と国際平和支援法の主な項目の比較】

	重要影響事態安全確保法	国際平和支援法
事態の定義	【重要影響事態】 そのまま放置すれば我が国に対する直接の武力攻撃に至るおそれのある事態等我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態	【国際平和共同対処事態】 国際社会の平和及び安全を脅かす事態であって、その脅威を除去するために国際社会が国連憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員として主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの
目的	重要影響事態に際し、合衆国軍隊等に対する後方支援活動等を行うことにより、日米安保条約の効果的な運用に寄与することを中核とする重要影響事態に対処する外国との連携を強化し、我が国の平和及び安全の確保に資する	国際平和共同対処事態に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資する
対応措置(活動内容)	①後方支援活動、②捜索救助活動、③船舶検査活動、④その他重要影響事態に対応するため必要な措置	①協力支援活動、②捜索救助活動、③船舶検査活動
後方(協力)支援活動	【後方支援活動】	【協力支援活動】
物品・役務の提供先	重要影響事態に対処する以下の軍隊等 ①日米安保条約の目的の達成に寄与する活動を行う米軍 ②その他の国連憲章の目的の達成に寄与する活動を行う外国の軍隊 ③その他これに類する組織	国連総会又は安保理の決議がある場合に、国際社会の平和及び安全を脅かす事態に対処するための活動を行う諸外国の軍隊等
提供する物品・役務の種類	①補給、②輸送、③修理・整備、④医療、⑤通信、⑥空港・港湾業務、⑦基地業務、⑧宿泊、⑨保管、⑩施設の利用、⑪訓練業務 ※物品の提供には武器の提供を含まない	①補給、②輸送、③修理・整備、④医療、⑤通信、⑥空港・港湾業務、⑦基地業務、⑧宿泊、⑨保管、⑩施設の利用、⑪訓練業務、⑫建設 ※物品の提供には武器の提供を含まない
捜索救助活動		
捜索救助対象者	当該事態において戦闘行為によって遭難した戦闘参加者 ※戦闘参加者以外の遭難者が在るときは併せて救助する。	
物品・役務の提供先	捜索救助活動に相当する活動を行う米軍等に対し後方支援活動として提供	捜索救助活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等に対し協力支援活動として提供
提供する物品・役務の種類	①補給、②輸送、③修理・整備、④医療、⑤通信、⑥宿泊、⑦消毒 ※物品の提供には武器の提供を含まない	
活動範囲	現に戦闘行為が行われている現場では実施しない(捜索救助活動について例外あり)	
実施区域の指定	防衛大臣は基本計画に従い実施要項において、自衛隊の部隊等が円滑かつ安全に活動することができるように実施区域を指定する	
外国等の同意	外国の領域において活動する場合は同意が必要	
武器使用基準	自己保存型	
危害許容要件	正当防衛、緊急避難	
基本計画／実施要項	【基本計画】内閣総理大臣は、対応措置に関する基本計画の案につき閣議決定を求めなければならない。 【実施要項】防衛大臣は、基本計画に従い実施要項を定め、内閣総理大臣の承認を得る。	
国会承認	【対応措置のうち後方支援活動、捜索救助活動又は船舶検査活動の実施前】 ・原則事前承認(緊急時には事後承認可) …基本計画の添付は不要	【対応措置実施前】 ・例外なき事前承認 …基本計画を添えて国会に付議する 【対応措置延長時(2年経過後)】 ・原則事前承認(国会閉会中又は衆議院解散中は事後承認可) …基本計画及びそれまでに行った対応措置の内容を記載した報告書を添えて国会に付議する
国会報告	内閣総理大臣は、基本計画の決定・変更又は同計画に定める対応措置が終了したときは、国会に報告しなければならない。	
国連決議の要否	不要(法定要件ではない)	国連総会又は安保理の決議が必要

注1) 表中「重要影響事態安全確保法」欄の記載内容は、周辺事態安全確保法(平成11年法律第60号)に同法改正案の内容を反映させたものである。

注2) 表中「船舶検査活動」については、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成12年法律第145号)に定めるところによる。

(出所) 筆者作成